



ころで、ちょっとずつ趣旨が変わってきてていると思います。なぜなら、例えば平成三十年に事業承継に関する税制が変わった中に、今まで事業承継した場合は五年間で平均八割雇用を維持することで税制優遇があつたわけですけれども、それが外されてしまうんですね。要は、MアンドA等で事業承継した後に首を切つてもいいということに実質的になつてしまっている。いつの間にかそういうことになってしまったのです。

それから、二〇一八年の十月十七日の日経新聞に「MアンドAを促進する、そういう法律を今通すわけです」とあります。これは、事業引継ぎ支援センターのデータベースを、ジエトロを通じて外資に公開するということを経産省は一生懸命やつてきました。国際的なMアンドAを促進してきたわけです。これは今コロナの時代に入つて、もうはつきりとストップするべき、そういう問題だと思うんですが、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 MアンドA自体は、新たな経営資源を機動的に取り込むという点で、企業を成長させるための有効な手段であると思っております。事業承継の一つの手段としても活用されて悪いことだと思っているが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 MアンドA自体は、新たな経営資源を機動的に取り込むという点で、企業を成長させるための有効な手段であると思っております。事業承継の中でも、親族の承継であります。新型コロナウイルス感染症による急激な環境変化に対して、事業、雇用を守るためにMアンドAの活用も重要な手段であると思つております。その上で、米国を始めとする諸外国において、独占禁止や外資規制等の観点から、MアンドAを規制しようとする動きがあることも承知をしておられます。日本においても、関係省庁と連携しながら、独占法そして外為法等の改正などを通じて、競争環境の確保や、中小企業が持つている機微技術であるとか、そういうものをしっかりと守つていかなければならないということで、中小企業のMアンドAにもしつかりと目を光らせていかなければならぬと思っております。

○落合委員 MアンドAは、劇的に生産性を上げていく可能性があります。しかし、雇用を維持してもらわないと何のためにやるのかわからないですし、今外国企業を挙げましたけれども、技術だけとられて終わつてしまつたら意味がないわけです。アメリカも、だんだん企業価値が、今一瞬下

がっていますので、MアンドAをストップさせようということを行つてはいるのに、我が国はMアンドAを促進する、そういう法律を今通すわけです。

それから、二〇一八年の十月十七日の日経新聞に「MアンドAを促進する、そういう法律を今通すわけです」とあります。これは、事業引継ぎ支援センターデータベースを、ジエトロを通じて外資に公開するということを経産省は一生懸命やつてきました。国際的なMアンドAを促進してきたわけです。これは今コロナの時代に入つて、もうはつきりとストップするべき、そういう問題だと思うんですが、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 あるとか、そうじゃない方の承継であるとか、いろいろな取組をしておりますけれども、MアンドAも一つの手法だと思っております。日本の国内の企業とのMアンドAであれば、それはそれなりのしっかりと効果も出しますし、海外の企業であれば雇用の維持ということも条件につけていくということも必要でしようし、さらに、先ほど申しました機微技術の流出、そういった点も考えていかなければならぬと思っております。

○浅野委員 次に、浅野哲君。大きな意味では、やはり雇用の維持といふことは要件になつてしまつけれども、まあ以前はですね。これらはやはり適用がなかなか難しい。少人数のところで、例えば五、六人のところでも八〇%維持というのはどうとなるとか、さまざま課題があつたのでこういう形にしましたけれども、この制度、考え方には、雇用の維持というものが、雇用が重要であるということが中心になります。

○落合委員 これは具体的なルールを見ていくと、雇用も維持しなくていい方向に進んでいますけれども、これが何のため

をその地域に引き継いでいくということが一番の目的でありますから、生産性を一番の目的にし

ちやうと、MアンドAをふやしていつても、雇用も残らないかもしれない、技術も残らないかもしれないという状況になつてしまつていますので、優先順位をしっかりと大臣が掲げていくというこ

との重要性を申し述べたいと思います。

それから、最後に、もう時間ですので言及だけにしておきますが、クロスボーダーローンも、経産省がサプライチェーンのグローバル化ということで進めてきたわけですが、先ほど申し上げたように、国際的な航空需要が戻つていくのも四年後、しかも今、ビジネスの方々も国際間の移動ができる、こういう中で戦略的にやつていかな

ります。そこに十分力を尽くすべきだということを述べまして、質問を終わらせていただきます。

○富田委員長 ありがとうございます。さあどうぞいきました。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲ですございます。

本日は、中小企業成長促進法等の改正について議論をさせていただきたいと思いますが、その前に、先日政府から発表された二次補正予算の内容についても数点確認をさせていただきたいと思つております。

今、落合委員の議論の中にもございました、本当に今、このコロナ危機の中、国内外の産業、そしてそこで働く人々の雇用というものが危機的な状況にあるというふうに認識をしております。

直近の報道ですと、四月の有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

まことに、この有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

まことに、この有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

まことに、この有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

まことに、この有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

まことに、この有効求人倍率が、こどしに入つてからずっと下がつております。

ただきたいと思います。

新型コロナの影響による国内の企業の倒産件数、失業者の数、また経営難に直面している方々をはかる一つの指標として持続化給付金の申請件数があると思いますけれども、こちらの数値を教えていただきたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

東京商工リサーチでは、企業が債務の支払い不能に陥つたり、あるいは経済活動を続けることが困難となつた状態を指します倒産のうち、当該企業等から新型コロナウイルスの影響による倒産であることが確認されたものを、新型コロナウイルス関連の倒産として集計していると伺つております。

これによりますと、本年二月以降、五月二十八日までに確認された新型コロナウイルス関連の倒産件数は百三十一件となつてございます。

次に、失業者数についてござりますけれども、感染症の影響によるものに限つた数字ではございませんけれども、総務省の労働力調査によりますと、本年四月の完全失業者数、これは季節調整されていない原数値になりますが、全体で百八十九万人となつてゐるところでございます。

また、厚生労働省が都道府県労働局を通じて把握された感染症の影響による本年二月以降の解雇等見込み労働者数の累計は、五月二十八日時点でおよそ一万五千八百二十三人と承知をいたしております。

次に、持続化給付金についてでございますけれども、五月一日から申請受け付けを開始させていただきまして、五月二十八日時点で百三十万件を超える申請を受け付け、約七十五万件、約一兆円について事業者の皆様のお手元にお届けさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございました。

今伺つた数字だけを見ても、雇用というものが本当にこれから、国内の産業、経済全般にわたつて重要な問題になつていくことは、もう皆

さん共有していただいていると思 います。

それに対して今回の一次補正予算なんですが、中小企業への融資あるいは十兆円に上る予備費、こういったものを取り除いた場合、実際に給付あるいは補助される金額だけを見た場合、約十兆円くらいになると思っております。一次補正と合せて、実質的に三ヶ月程度で、

置した緊急経済対策に基づいて、個人事業者を中心とした中小・小規模事業者等に対しても多様な支援を講じてまいりました。

何よりも大切なことは、重要なことは、予算額の規模だけではなくて、苦境にある事業者に必要な対策が講じられているかということでありまして、全国千五十カ所に設置した経営相談窓口に寄せられる声や、私も総理とともに七回にわたって幅広い事業者の皆様から声を聞き、また、個別に

ました。具体的には、一月から、ことしに入つてから創業した事業者も対象にする、あるいは難所を得でこれまで申告していたフリーランスも対象に含めるような改善がされておりまして、そこは評価しております。

ありますけれども、それに加えて、家賃負担を軽減するための最大六百万円の給付金を新たに創設することとしました。これは野党の皆さんのお意見もしっかりと伺った上で、これでしっかりと決めてしまいたいと思いますけれども、そういうふたものも取り入れたわけです。

地方の実情に応じたきめ細やかな対応が行えるようになります。また地方創生臨時交付金を二兆円積み増す措置も講じており、自治体において積極的な支援が行われることを期待をしているところであります。

七十兆円規模の大規模な投入をしております。もちろん、この中には融資も含まれますが、日本の今の現状を鑑みてたときに、日本の経済規

りまして、事業者目線でしつかりきめ細かく対応してきましたとおもりますし、これからもしてまいりたいと思っております。

○梶山国務大臣 持続化給付金につきましては、  
二 次補正予算案の策定の中でこうした声が反映  
されなかつた理由、そして、改めてですが、この  
場で、こうした複数回支給若しくは増額といつ  
た、これまで対象となつていての方々に対するさら  
なる支援の拡充といったものも求めたいと思いま  
すが、御答弁をいただきたいと思います。

自治体にとつては、これじゃ足りないという声もありますけれども、まずは一兆円積み増しをして、自由度のきくものにする、そして、それぞれの地域によつて例えば地代賃も違うし、産業のあり方も違う、そういう中で自治体できめ細やかな対応をしていただきたいと思っております。

○浅野委員 臨時交付金については、今回、二兆円積み増しということで、我々が、野党側が求めしてきたのは一兆円から五兆円までの四兆円の積み増しだったわけですが、ある一部、一定程度前進をしたことは評価をしております。

日本は、雇用保護ということで、できる限りやはり雇用を維持していくということを重点に、さまざまの制度もこれまでございました。

予算を計上していると思いますし、全力で、できるだけ迅速に、こういったものをお手元に給付です

[View all posts by admin](#)

そういったものも含めて、一概に比較すること  
は困難だと思いますけれども、いいものはやはり  
考え方として取り入れていかなければならぬな  
とthoughtしております。

します。  
次の質問ですが、とりわけ今回、持続化給付金についても対象が拡大されるという措置がとられ

飲食店 テナント事業者の皆様へ始め  
払いが大きな負担になつてゐるとの御意見も踏ま  
えて、持続化給付金で家賃まで考えていたわけで

とも、今回、与党側と野党側で少し異なる家賃支援のあり方というのを提案してまいりました。

案については、支給条件としては、減収五〇%以上、若しくは三ヶ月にわたって平均三割減収した事業者が対象になるということあります。また、支援金額についても、最大月五十万円というふうに書いてありますが、実際には百万円まで、給付率が変わりますけれども、百万円まで支給はできるという制度になつてございますが、野党側は、とにかく上限はなしで、とにかく立てかえる、全額立てかえる、後から返してくださいといふようなやり方を提案させていただきました。

今回、政府内の議論において、それぞれのやり方、長所、短所あるわけですけれども、最終的にこの与党案にした背景、いわゆる与党案の方は、事業者が金融機関から自分で借りて払った分の三分の二を補助するという内容になつております。野党案は、全額、一回、政策金融公庫が立てかえ払いをして、後からこつ返していただければいいですよ、そういうことになつておりますが、どういた部分を評価し、そしてこういた結論づけたのか、その部分について説明をいただきたいと思います。

○堀山国務大臣 野党とのやりとりを含めて、今、与党での成案をまとめているところだと思っております。そういった中で、野党からの皆さんのお提案の法律案については、先般少し申し述べさせていただきましたけれども、公庫の体制の問題であると、また、専門人材の存在、そういったことも含めて、なかなかやはり時間的に難しいのかなという思いもござります。

ただ、今回は、最高の限度額ということで、それぞの地域によって地価の違いが家賃の違いになつて、それを、上限をある程度百万円まで認めるということで、それは、高い家賃であるとか、あとは複数店舗を持つている場合ということで、あとも含めて入れた上で、さらに、「一回でまとめて六ヶ月分お支払いする」ということで六百万円分、それで対応していただくこともあります。

いずれにしても、より現実的に早くできる方法で、そして、できる限り折り合つた額の中で、できるだけ多くの上限にしていくということで議論をしたと思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
おっしゃるとおり、支給までのスピードというものは大事だと思います。

ただ、私が今少し懸念をしておりますのは、このコロナによる影響、冒頭申し上げたように、鉱工業生産が、正直、一月から三月までは緩やかに落ちていたのが、三月から四月にかけて急に落ち始めた。そして、今後の見通しとしては、このペースというのが維持される若しくは加速される、そんなことも考えられるわけでございます。

そうなると、やはり、当初影響が出たのはサービス業界が中心でした。今後は、製造業も含めた幅広い分野で生産、売上げが落ち込んでいく、それが中長期にわたつて続くことが想定されます。

今回、家賃支援については六ヶ月間の対象期間になりますが、更にこの先がどうなつていて、どうなつてくると、やはり、当面影響が出たのを踏まえて、中長期にわたつて継続していく必要があります。

○浅野委員 ありがとうございます。  
各補正予算で徐々に追加していただいているところで、そこだけ意見を述べさせていただきます。

○堀山国務大臣 この執行状況でございますが、社会活動の中でも、IT環境の整備といったものが一層進むことが予想されています。これは、中小企業、地方の職場においても、こういう流れが生まれてくるのではないかというふうに思つております。

その後、令和二年度第一次補正予算分を加えた形で、五月十一日から公募を開始いたしました。三月三十一日の第一回締切りまでに四千八百五十六件の申請をいただき、二千四百六十四件を採択をいたしました。

新規化給付金について、申請が百三十万件と

弱いことなんですが、執行状況については答弁いたします。

○浅野委員 ありがとうございます。  
先ほどの申請件数、採択件数、申請が約五千件弱いことなんですが、執行状況については答弁いたします。

新規化給付金について、申請が百三十万件と弱いことなんですが、日本全国の中小企業は三百五十万者近くあります。そういう国内の企業全体が、これから、こういうIT導入、そして非対面型もどんどん積極的に取り込んでいくような時代になると思っておりますので、円滑な申請、給付というものは大事なんですねけれども、やはりその周知活動というのも引き続き重要なと思います。

では、ここはぜひお願ひしたいと思います。  
まず、本日の資料四をこちら先は、中小企業成長促進法案の具体的な中身を何点か質問させていただきたいと思つております。

こちらには、経営者保証の解除に関する政府資料を掲載させていただきました。上と下にそれぞ

るから、非対面ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備を行う事業者を対象にした特別枠を、先ほどありましたけれども、追加をしまして、補助率を三分の一から最大四分の三に上げるとともに、パソコンなどのハードウエアのレンタル費用も補助対象としました。これまで、今、ハードウエアは対象となつておりませんでしたけれども、レンタルという条件付でありますけれども、補助対象といたしました。

今回の令和二年度第二次補正予算では、この特別枠を更に拡充するための予算を積み増しております。

今回の令和二年度第二次補正予算では、この特別

転換、テレワーク環境の整備ということで特別枠というのを設けるということで、先般成立した第一次補正予算で百億円を追加し、さらに、今回の第二次補正予算においても約三百二十億円程度を追加するという方向で調整しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
各補正予算で徐々に追加していただいているところで、そこだけ意見を述べさせていただきます。

○堀山国務大臣 この執行状況でございますが、社会活動の中でも、IT環境の整備といったものが一層進むことが予想されています。これは、中小企業、地方の職場においても、こういう流れが生まれてくるのではないかというふうに思つております。

今、経済産業省ではIT導入補助金という制度がありますが、これまで、令和元年度の補正予算、そして今回の令和二年度の補正予算の中に対応しているということなんですねけれども、ただ、もうと大きなニーズがこれから出てくると思うんですね。

ですから、きょう確認させていただきたいの

れ赤枠で囲っているところがあるんですけれども、経営者保証の解除をする際、一般枠を使った場合の最大の年間申請件数というのが約一・八万件、そして、下側には、特別枠を使った場合は最大で年間約二千件というのがボテンシャルとしてあるということです」とございます。

まず、この一万八千件と二千件というのがどのように算出されているのか、御説明をいただきました

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業承継に係ります融資件数でございますが、このところ、年間約五万件でございます。このうち、経営者保証を徴求しております融資、具体的には、新旧経営者からの二重徴求でございますとか、あるいはいずれかからの徴求というケースがあるわけでござりますけれども、この件数が約四・五万件存在してございます。

こうした中で、今般創設させていただきたいと考えてございます経営者保証解除に係る信用保証、これのままで一般枠でございますが、これを利用していくために必要な財務要件を満たす企業の割合を全体の約四〇%と試算しているところでございます。この数字は、中小企業者の平成三十年度におきます決算データの複数サンプルをもとに、私ども中小企業庁が、各財務要件の適合割合を試算したものでございます。この四〇%から試算をいたしまして、約四・五万件のうち、年間最大一・八万件という対象が導き出されるわけでございます。

さらに、このうち融資残高が一般枠の上限でござります「一・八億円を超える企業の割合、これを約一〇%と想定しているところでございます。この数字も同様に、平成三十年度におきます決算データ、これの複数サンプルをもとに、私どもが、債務残高が二・八億円を超える事業者の割合を試算したものです。ここから導き出しました一〇%をもとに、別枠の対象となりますのは、年間最大二千者程度であるというふうに算出をさせていただいたところでございます。

他方、今、新型コロナウイルスの感染症が拡大しておりますので、こうした数字には若干幅をもって考えていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

私が次にお伺いしたいのは、経営者保証を解除する希望を持つている方たちというのは、そもそも最初言つたように五万件近い対象の母数が、母集団がありまして、決して、財務要件を満たす一・八万件ですか、さらに、二・八億円を超える融資残高のある二千件の方々というのだけが希望されているわけではないと思うんですね。

とりわけ、財務要件を満たさない六割の企業の方々というのが、本来はたくさんのが厳しい財務状況で、事業承継をする際の経営者保証が非常にネックだなというふうに思つてはいる方がいづらいいんじやないかなというふうに思うんです。ですから、今回、この経営者保証の解除のスケームが使える対象としては、まず財務要件を満たしていることというのが前提になつていてるんですけど、本来は、それを満たせないような厳しい方々にも支援の手を差し伸べるべきではないか。政府としては、今回、四割の方だけを対象にしていますが、この六割の方々に対してもどういう対応をしていくのか、その部分についてお伺いをしたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業承継に係ります融資件数でございますが、この四〇%から試算をいたしまして、約四・五万件のうち、年間最大一・八万件という対象が導き出されるわけでございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございました。

統いての質問に移りたいと思いますが、私の前に質問されていました落合委員も、最後、終盤、雇用の話をされておりました。私も、次の質問では雇用を取り上げたいと思うんですが、今回、中小企業成長促進法の中身というのを簡単に言えば、事業承継の円滑化、そしてMアンドAの円滑化も含めてますね、さらには、さまざま計画制度の簡素化といったものが特徴になるのかなというふうに思つております。やはり、事業承継あるいはおられる中小企業の方に対しまして、経営改善を加速化していただいて、自立的な経営が可能となるようサポートさせていただくということはとても重要な課題である、このように考えてございます。

維持をすることと、いうのがタイトルに書かれているんですけども、どうも雇用に対する取組が弱いのではないか。余り雇用を守るために具体的な施策というのが書かれていないんですね。

そこで、私は事前に御説明をいたいたときにも事務の方に申し上げたんですが、雇用を守るという考え方、理念といったものをどこかに盛り込まれていないのかと。例えば、今回整理する計

画、各種政策があると思うですが、こういった計画の中でそういうことを明確に位置づけるべきだと思います。先ほど申しましたが、改めて、先ほど大臣も、雇用に対する強いこだわり、思いを述べただと思っておりますので、その部分について大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○梶山国務大臣 雇用維持の観点は、各種計画制度を運用する上でも大変重要な点だと認識しております。先ほど申しましたが、事業承継も、個人の資産の承継じゃなくて、地域資源としての雇用の承継だという視点から始まつたものであります。実際、労働生産性の向上を認定指標とする経営力向上計画では、計画の認定基準を規定した基本方針で、人員削減による労働生産性の向上は認定対象としない旨を既に規定をしております。雇用維持に対する配慮を行つてはいるところであります。

さらに、今回の法案で地域未来投資促進法にMアンドA支援を追加するに当たりまして、同法に基づく基本方針においても、MアンドAを行う際の雇用維持に対する配慮規定を新設をいたしました。各種計画において雇用維持の重要性を盛り込むことで、事業者の雇用に対する意識を高め、中小企業全體における雇用がしっかりと守られるよう取り組んでまいりたいと考へております。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、こういう厳しい状況だからこそ、雇用を守ることと、いうのを、経営者の方々にもしっかりと計画を立てて雇用を守つていただきた

い、その思いを持つておりますので、今、新たに新設される部分、そしてまた、さまざまな計画の中で雇用に対する配慮規定を設けている部分、ぜひひつかり執行されるよう、引き続き政府の支援もお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、今回、中小企業支援、コロナを乗り越えるための支援ですけれども、さらに、この法案には含まれない部分についても何点か議論させていただきたいと思います。

きょうの資料の八をご覧いただきたいと思いまます。

こちらは、IMFがことしの四月に発表した世界経済見通しでございます。主要な各国の二〇一九年から二〇二一年までのGDP増減率を掲載されています。日本を見ますと、二〇二〇年はマイナス五・二%、そして、二〇二一年はプラスの三・〇%ということなんですが、ことは落ち込むけれども来年は少しそれ戻しがあるよといふとであります。

ただ、問題なのは、先進国を比較して見たときに、二〇二〇年の落ち込みというのは、日本以上に大きく落ち込む国があります。ただ、来年に目を向けていただくと、ほかの先進国の方が大きなプラスに転じる見通しなわけですね。日本はプラス三・〇と申し上げましたが、この数値では、主導先进国の中では一番低いより戻しの幅になっております。

ここに非常に私は危機感を感じています。来年だけならまだしも、この差というのが、再来年、その先にも続いてしまうのではないか、それによって各国の経済力、経済競争力の差が一層開いてしまうんじやないか、そういう懸念、危機感を持っておりまして、それをどうりカバーしていくか、そういう議論をさせていただきたいと思います。

まず、この見通しに対して政府がどのような考え方を持っているのか、まずは基本認識を伺いたいと思います。

○萩木政府参考人 お答え申します。

お尋ねのありました四月に公表されましたIMFの世界経済見通しにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界で二〇二〇年の経済が大幅に押し下げられ、その後、徐々に回復していくといった姿が示されているというふうに承知をしております。

その中で、今委員からも御指摘ございましたけれども、二〇二〇年、ことしの経済成長率につきましては、先進国全体でマイナス六・一という中で日本はマイナス五・二と、ややマイナス幅が小さいという一方で、二〇二一年、来年につきましては、先進国全体でプラス四・五という中で日本はプラス三・〇と、プラス幅の方もやや小さい、そういうふたつの姿になつてござります。

ただし、こうした見通しにつきましては、IMFも述べておりますけれども、今後の感染症の動向など、大きな不確実性がある点に留意が必要と考えております。政府といたしましても、さまざまなるリスクを注視してまいりたいと考えております。

我が国におきましては、先日、緊急事態宣言が解除されまして、感染防止策をしっかりと講じながら、段階的に経済活動のレベルを引き上げていくフェーズに入っております。

政府としては、あらゆる政策手段を総動員して、事業、雇用、生活を守り抜くことにより経済の回復基礎を維持していくとともに、中長期的な成長力の強化という観点からも、今回の感染症による危機を社会変革の契機と捉えまして、デジタル化、リモート化等の改革を一気推进して、質が高い経済成長を実現してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 確かに、今おっしゃったように、IMFのレポートも私も読みましたが、依然として不確実性が高くて先が読めない、この数字が必ずしも正確ではないというようなことは、それは確かにだと思います。

ただ、不確実性が高いというのは、あくまでもかだと思います。

下振れリスクに対する不確実性は高い。ひょっとしたら、また第二波、第三波、我々の想像を超えたものが来た場合に更に落ち込むという意味での不確実性はあるけれども、プラスの要因というのではなくなかなかないわけですね。マイナスに下がることはあっても、これが更によくなるような不確実性要素というのは現状余りないわけであります。

ですから、この数値をよりよい数値にしていくためには、我々が頑張らなければいけない、経済産業省の皆さんのが頑張らなければいけない、そういうことだと思っています。

やはり、そういう観点でいうと、中小企業、今大変厳しい状況に置かれていますが、この苦境の中でいかに変化をしていくかというの非常に大きな課題だと思っております。

事業の継続、そして雇用の維持、これはもう最低限必要だと思っていますけれども、今我々が議論しなければいけない、経済産業省の皆さんが計画をつくらなければいけないのは、それを守った上で、いかに変化を促し、そして生産性を高めていくのか。それは、デジタル化という言葉がよく出きますけれども、IT導入もそうですが、それが全てではないと思っています。中小企業がこれまで営んでいた事業そのものの転換、副業化、あるいは特定の技術を別の分野に応用するような事業の転換、こういったところも念頭に入れて、大胆な企業自体の自己改革というものを促していく必要があると思っております。

改めて、政府にこのあたりをどういう考え方を持っていますかというのを聞こうと思っていましたが、ちょっとと時間の関係で、この質問を飛ばして、次の質問に直接入らせていただきたいと思うんです。

今回、中小企業の自己改革を促すという意味でMアンドAの促進というものがこの法案の中には含まれております。先ほど、落合委員の方から、やはり雇用維持が優先だ、MアンドAもあらまた議論してまいりたいと思っておりますけれども、さまざまな認定支援機関などの応援により、そういうノウハウも使うことができる、そ

ういう問い合わせがございました。

私は、ちょっとそことは違う論点で議論していることが多いと思うんですが、こういう状況だからこそ、大胆な中小企業の事業変革、構造改革、これを促す意味では、MアンドAに対して適切な規制をかけつつも、ちゃんとした計画を立てている人たちには、より低リスクでそれを実現できるような環境整備というのも車の両輪として両方回していくかなければいけないと思っているんですね。

具体的な方策としては、事業承継やMアンドAの実施に伴つて、さまざまな贈与税あるいは所得税、法人税、いろんな税金を支払う義務が今ありますけれども、これを大胆に免除、あるいは大胆に軽減していただけ、しっかりととした計画、しっかりととした成長戦略を描いている中小企業に對しては、リスクをできる限り少なく、負担を少なく、こういったチャレンジをしやすい環境を整備していくべきではないか、そんな考えを持っておりますが、これに対する大臣の御見解をいただければと思います。

○梶山国務大臣 中小企業のMアンドAを活性化ということになりますが、税制、予算等の総合的な取組を進めることができると思つております。何度も申し上げますけれども、やはり、事業承継が入ってきたときは、事業承継、税制としてどのような取組を進めることができると思つております。

何度も申し上げますけれども、やはり、事業承継が入ってきたときは、事業承継、税制としてどうするかという取組から始まつたわけであります。そして、それを後押しさせるためにどう変えていくか、どういう視点を加えていくかということまで今日まで來ていると思っております。

税制措置につきましては、MアンドAによる事業承継により不動産の権利移転などが生じる場合の登免税、不動産取得税の軽減措置を今の時点では設けているところであります。

更に大胆にということでありますけれども、どういったものが必要なのかということはこれからまた議論してまいりたいと思っておりますけれども、さまざまな認定支援機関などの応援によ

して事業の人たちのノウハウも使うことができる  
ような体制は整っておりますので、そういう中で、  
またよりよい事業承継、そしてMアンドAを  
進めてまいりたいと思つております。

事業承継は、できればやはり親族に継がせたい  
という方がおいでになります。そして、事業が継  
続するのであれば第三者でもいいという方もお  
いになる。ただ、そのほかには、やはり、その企  
業を欲しがつている方、場合によつては、事業の  
一部門を欲しがつている方といふ人たちがいる。  
そして、雇用の継続ということを念頭に入れなが  
ら、そういうMアンドAも進めていくべきだと  
思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。

事業や技術、雇用が残るようないいのは、も  
う本当に大前提だと思っておりますが、やはり、  
コロナ危機といふのはこれまでなかつた危機、だ  
からこそ持続化給付金のようなかつた支  
援を経済産業省も打ち出しましら、ただ、それ  
にとどまらず、もつともと大胆な支援展開、そ  
して、それによる国内経済、産業構造の転換、こ  
ういったものにつなげないかなければいけないと  
いうふうに私は思います。

そういう点でいえば、きょうの資料の一番を  
ごらんいただきたいと思います。

これは事業承継制の適用の状況でございまし  
て、平成三十年分を見ますと、大体四百億円強の  
猶予適用がされております。ただ、MアンドA、  
事業分割等とか一部事業譲渡に伴う個人の所得  
税、住民税そして法人税、こういったところはこ  
れには含まれおりませんので、これが全体像で  
はないんですけども。

今回、例えば予備費で十兆円積んでいます。そ  
れに対して、この事業承継にかかる個人の所得  
金額規模を見ますと、もうちょっと経済産業省も  
勇気を出して、大胆なことをやるぞ、しっかりと  
救うぞ、変化を起こす、そんな決意を固めればで

きない規模ではないような気もしているんです  
ね。從来から、事業承継、税制の免除に対する要  
望もたくさん中小企業経営者から出ております。  
ぜひ御検討いただきたい。

更に加えて言えば、実は事前に中小企業庁の方

に、MアンドAに伴う法人税、個人住民税、所得  
税の納税額というか、そういう規模を聞いたんで  
すけれども、ちょっと情報が余り整理されたもの  
がないということで、ぜひ、そういう部分の把握  
にも努めていただきたいというふうに思います。

もし、大臣、一言いただければありがたいんで  
すけれども、ありますか。

○梶山國務大臣 事業承継は從前から大きな課題  
でありましたけれども、今回のコロナ禍におきま  
して、さらには、事業承継というか、廃業を決断す  
るようなことも出てくる可能性があるということ  
で、しっかりとそういった事業や地域の資源を  
守つていくためにどうしたらいいかということは  
一段加速して考えなければならないと思っており  
ますので、委員の御意見、参考にさせていただき  
たいと思います。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

では、次の質問なんですが、企業そのものに対  
する支援も必要ですけれども、やはり働いている  
方々の変化というのもこれから時代には求めら  
れていくと思います。特に、新しい生活様式の普  
及、そして、これから消費者意識が変化していく  
ことが想定されますので、それによって産業構造  
が変化していくことは明白だと思いません。それに  
よつて不可逆的な失業者というのが増加するので  
はないかというふうにも考えます。これまでやつ  
ていた仕事そのものがなくなつてしまつて、自分  
のスキルを別の職場で生かそうと思つても、その  
産業自体が衰退してしまう、そんなことも出てくる  
ような気がいたします。

そこで、やはり、リカレント教育というものに  
改めて注目をすべきではないか。これまで、一部  
のそういうスキルチエンジの講座、経済産業省  
が認定して、徐々に拡充をしてまいりましたが、  
このコロナショックを契機に、こちらも大胆な拡  
充あるいは利用者負担の軽減、そういうふたものに  
踏み込んでいくべきではないかと思うんですけれ  
ども、こちらについての見解をお伺いしたいと思  
います。

○河西政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、コロナウイルス感染症拡  
大によりまして、新たな生活様式の普及、消費者  
意識の変化に伴いまして、今後、ビジネスモデル  
でありますと、産業構造、これが変化し  
ていくかというふうに考えております。

例えば、リモートワークあるいは事業のデジタ  
ル化、こうしたことが進展することが想定され  
ているわけでございます。そうした変化に対応する  
ため、ITあるいはデータの分野につきまして、  
働く方々が、一度社会に出てからも、時代の変化  
に合わせ、いつでも、何度も学び直すことがあ  
りますので、委員の御意見、参考にさせていただき  
たいと思います。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひします。

では、次の質問なんですが、企業そのものに対  
する支援も必要ですけれども、やはり働いている  
方々の変化というのもこれから時代には求めら  
れていくと思います。特に、新しい生活様式の普  
及、そして、これから消費者意識が変化していく  
ことが想定されますので、それによって産業構造  
が変化していくことは明白だと思いません。それに  
よつて不可逆的な失業者というのが増加するので  
はないかというふうにも考えます。これまでやつ  
ていた仕事そのものがなくなつてしまつて、自分  
のスキルを別の職場で生かそうと思つても、その  
産業自体が衰退してしまう、そんなことも出てくる  
ような気がいたします。

また、多忙な社会人が働きながら通学する負  
担、これは非常に大きいということございまし  
て、インターネット等での受講二ーズ、これが非  
常に高くなつてござります。これまでも、講義の  
一部でEラーニングを使うという講座は認定して  
おつたところでございますが、本年一月からは、  
全ての授業をEラーニングで行う講座も認定対象  
部のそういうスキルチエンジの講座、経済産業省

が認定しているところでございまして、新し  
い生活様式にもしっかりと対応していきたいとい  
うふうに思つております。

加えて、中小企業の経営者あるいは管理者、從

業員の方に対しましても、大きく変化する事業環  
境に対応できるよう、全国九ヵ所に設置しており  
ます中小企業大学校におきまして、IT活用です  
とか、生産管理、財務管理、マーケティング、こ  
うした専門性の高い実践的な研修事業を実施して  
いるところでございます。令和元年度におきまし  
ては八百十六コースを開催するなど、精力的に実  
施しているところでございます。また、こちらで  
も、やはりEラーニング講座の充実を図つてある  
ところでござります。

日々刻々と変化する経営環境に対応すること  
で、なかなか時間がとれない、しかし、だからこ  
そ、変化に対応していくために、受講のニーズの  
高い皆様、中小企業の皆さんに受講しやすいよう、  
環境整備に取り組んでいるところでございます。

引き続き、人々の生活様式、消費者意識、ビジ  
ネスモデル、産業構造、こういったことの大きな  
変化にしっかりと対応できるよう、認定講座や研  
修内容の充実、それによるリカレント教育の充  
実、また、時間的制約の多い社会人にも受講でき  
るよう、その負担軽減にしっかりと取り組んでい  
きたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

このうち、本年四月一日時点で、五十二の講座  
につきまして、その実施者が厚生労働大臣による  
専門実践教育訓練給付の指定を申請しております  
ことになります。そこで、その申請を受け、受講費用が支援されるとい  
うことになつてあるところでございます。

また、多忙な社会人が働きながら通学する負  
担、これは非常に大きいということございまし  
て、インターネット等での受講二ーズ、これが非  
常に高くなつてござります。これまでも、講義の  
一部でEラーニングを使うという講座は認定して  
おつたところでございますが、本年一月からは、  
全ての授業をEラーニングで行う講座も認定対象  
部のそういうスキルチエンジの講座、経済産業省

が認定しているところでございまして、新し  
い生活様式にもしっかりと対応していきたいとい  
うふうに思つております。

会派の時間をいただきました。早速ですので、  
御質問をさせていただきたいと思います。

本日の中小企業成長促進法案ですが、若干、前  
回の質問、残したことあります。

山崎誠でござります。

会派の時間をいたしました。早速ですので、  
御質問をさせていただきたいと思います。

前回、エネルギーのお話をさせていただいた中  
で、その中でも賦課金の話があつて、固定価格買  
取り制度をどういうふうに理解をしていくんだと